4.23.9.1.　配光可変型前照灯は基本すれ違い状態であり、かつ、協定規則第123号改訂版補足第９改訂版の規則6.4.6.に規定される範囲内にカットオフを有する場合において、灯火ユニットの光源の目標光束の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを超えるものは、当該灯火ユニットに別添55「前照灯洗浄器の技術基準」に適合している前照灯洗浄器を備えなければならない。

4.23.9.2.～4.23.9.4.　（略）

4.23.9.5.　自動車は左側通行を前提に製造されていること。この場合において、右側通行の国において車両を一時的に使用することができるよう、協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第９改訂版の規則5.8.に限る。）に定める基準に基づく手段を講じる場合にあっては、その手段を取扱説明書で詳しく説明しなければならない。

4.24.～4.27.1.　（略）

4.27.2.　取り付ける灯火等の性能

低速走行時側方照射灯は、協定規則第23号の技術的な要件（同規則補足第22改訂版の規則5.、6.2.、7.及び8.に限る。）に定める基準に適合するもの又は法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、本則第58条の２ただし書の規定に適合すればよいものとする。

4.27.3.～4.28.1.　（略）

4.28.2.　取り付ける灯火等の性能

昼間走行灯は、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第20改訂版の規則6.から11.までに限る。）に定める基準に適合するもの又は法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、本則第46条の２第１項ただし書の規定に適合すればよいものとする。

4.28.3.　取付け

昼間走行灯は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第９改訂版の規則5.及び6.（6.19.1.、6.19.7.1.及び6.19.7.2.を除く。）に限る。）に適合するように取り付けられなければならない。

別紙１～別紙13　（略）

別添55　前照灯洗浄器の技術基準

1.～4.　（略）

4.1.　前照灯洗浄器の洗浄効率は、本技術基準の別紙１の規定に従って測定するものとする。製作者等の指定する洗浄時間の洗浄を行った後、下記に定めるスクリーンの各測定点での洗浄効率は、主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯について70％以上でなければならない。この場合において、前照灯洗浄器が主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯及び走行用前照灯を洗浄するものである場合にあっては、その洗浄効率は走行用前照灯についても70％以上でなければならない。ただし、配光可変型前照灯に備える前照灯洗浄器については、3.1.1.で規定される配光可変型前照灯の灯火ユニットについて協定規則第123号改訂版補足第９改訂版の配光測定に係る規定により測定することとし、屈曲照明機能を有する前照灯に備える前照灯洗浄器については、屈曲照明機能を作動させていない状態で測定することとし、及び前段において「主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯」とあるのは「主要なすれ違い用ビームを発する灯火ユニット」と、「走行用前照灯」とあるのは「主走行ビームを発する灯火ユニット」と読み替える。

4.2.～別紙１　（略）

4.23.9.1.　配光可変型前照灯は基本すれ違い状態であり、かつ、協定規則第123号改訂版補足第７改訂版6.4.6.に規定される範囲内にカットオフを有する場合において、灯火ユニットの光源の目標光束の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを超えるものは、当該灯火ユニットに別添55「前照灯洗浄器の技術基準」に適合している前照灯洗浄器を備えなければならない。

4.23.9.2.～4.23.9.4.　（略）

4.23.9.5.　自動車は左側通行を前提に製造されていること。この場合において、右側通行の国において車両を一時的に使用することができるよう、協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5.8.に限る。）に定める基準に基づく手段を講じる場合にあっては、その手段を取扱説明書で詳しく説明しなければならない。

4.24.～4.27.1.　（略）

4.27.2.　取り付ける灯火等の性能

低速走行時側方照射灯は、協定規則第23号の技術的な要件（同規則補足第20改訂版の規則5.、6.2.、7.及び8.に限る。）に定める基準に適合するもの又は法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、本則第58条の２ただし書の規定に適合すればよいものとする。

4.27.3.～4.28.1.　（略）

4.28.2.　取り付ける灯火等の性能

昼間走行灯は、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則6.から11.までに限る。）に定める基準に適合するもの又は法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、本則第46条の２第１項ただし書の規定に適合すればよいものとする。

4.28.3.　取付け

昼間走行灯は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則5.及び6.（6.19.1.、6.19.7.1.及び6.19.7.2.を除く。）に限る。）に適合するように取り付けられなければならない。

別紙１～別紙13　（略）

別添55　前照灯洗浄器の技術基準

1.～4.　（略）

4.1.　前照灯洗浄器の洗浄効率は、本技術基準の別紙１の規定に従って測定するものとする。製作者等の指定する洗浄時間の洗浄を行った後、下記に定めるスクリーンの各測定点での洗浄効率は、主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯について70％以上でなければならない。この場合において、前照灯洗浄器が主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯及び走行用前照灯を洗浄するものである場合にあっては、その洗浄効率は走行用前照灯についても70％以上でなければならない。ただし、配光可変型前照灯に備える前照灯洗浄器については、3.1.1.で規定される配光可変型前照灯の灯火ユニットについて協定規則第123号改訂版補足第８改訂版の配光測定に係る規定により測定することとし、屈曲照明機能を有する前照灯に備える前照灯洗浄器については、屈曲照明機能を作動させていない状態で測定することとし、及び前段において「主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯」とあるのは「主要なすれ違い用ビームを発する灯火ユニット」と、「走行用前照灯」とあるのは「主走行ビームを発する灯火ユニット」と読み替える。

4.2.～別紙１　（略）